明治中期香川県における「讃岐三白」誕生の背景

―明治期香川の勧業政策と伝統産業衰頽挽回策との関連性において―

高松大学　　溝渕利博

はじめに

これまで香川県の特産品紹介では「江戸時代から『讃岐三白』として知られた砂糖・塩・綿の生産が盛んであった」という記述が一般的になされてきたが、肝心の「讃岐三白」という歴史用語が江戸時代から本当に使われていたかどうかについての検証はまだなされていないのが現状である。従って歴史の専門家の間では、「讃岐三白」という用語の使い方については極めて慎重に取り扱ってきた経緯がある。事実管見のところ、江戸時代の関係史料等には「讃岐三白」という用語が使われた形跡は見当たらない。

そこで、本稿では「讃岐三白」という用語が一体いつごろ、どういう時代背景のもとで、如何なる目的をもって使われ始めたのかを歴史的に検証してみたい。

１.江戸期讃岐における特産品の紹介方法とその時代的変遷

１）江戸前期―個別産品を讃岐の名物・土産として紹介―

①松江重頼『毛吹草』正保２年（1645）（１）

「巻第四　名物　讃岐　石蛤、忘貝、魚嶋鯛・鰆、小豆嶋煎海鼠、引田海鼠腸、八嶋平家蟹、志度浦濱松」

②小西可春『玉藻集』延宝５年（1677）（２）

「名物　圓座、檀紙、魚嶋の鯛・鰆、鰆子、忘貝、小豆嶋煎海鼠、引田海鼠腸、志度浦の濱松・同浦海松布、屋嶋蠏、石蛤、塩飽ノあはひ貝・同所の若和布、引田・津田浦の鰓鹽辛、郷東の鰺・同所の大根、牛川牛蒡、幡羅大根、としのり米、男間・女間両池の鰤、河東・勝間・鹽入・安原の煙草、乃生ノ煙草、小豆嶋比登山煙草、吹上ノもみたはこ、志度の鋳物師、鵜足津銲鍛冶、よし岡の土器、潟元鹽、金毘羅の丸糖、津田の穂蓼、神前の新米、仁尾の煎茶、引田の趕網、笠居・庵治浦の中高網、黒麻呂酒、龍馬の瓢、雉子、白鷰」

③菊本賀保『日本國花萬葉記』難波書林、元禄１０年（1697）（３）

「讃岐國郡名物之類　圓座　石蛤　忘貝　鯛　鰆　煎海鼠　海鼠腸　平家蟹　濱松」

④寺島良安編『和漢三才図会』正徳２年（1712）（４）

「讃岐国土産　圓座、石蛤、忘貝、鯛、馬鮫、海鼠腸、熬海鼠、平家蟹」

１７世紀初頭から１８世紀前半にかけて、讃岐の特産品の特色は、前代からの讃岐の特産品であった円座と瀬戸内海で獲れる魚介類が多かったことである。讃岐では、まだこの時期米作が経済の中心であり、特定産品に特化した国産奨励政策を進める状況になかったものと考えられる。従って讃岐の特産品の紹介についても、従前から讃岐の特産であった魚介類などの個別産品を讃岐の名物・土産として順番に並べて紹介する形式の段階にあったといえる。

２）江戸中期―新規の特産品を加えて郡別に讃岐の産物として紹介―

①増田休意編『讃州府志』(『翁嫗夜話』) 延享２年（1745）（５）

「巻之二　大内郡産物　鰯醢　海參　趕網　海參腸　水晶　礪　茅履　歯朶著　巻之三　寒川郡産物　鱓魚　津田ノ蓼穂　遊良山兎　濱松　海松布

宮谷砺　滑石　黄土　硯石　水精　寒水石　金剛砂　津田鰯醢　雨滝山川椒　巻之四　三木郡産物　竹并筍　白山箕　雄井間・雌井間鮒　牟禮郷鹽　原郷莱菔　潟元鹽　屋島浦海參　平家蟹　巻之六　香東郡産物　安原煙草　音川鮒」

②木村孔恭『日本山海名産図会』寛政１１年（1799）（６）

「巻之二　豊島石　巻之三　鰆　他州鯛網　鮪　讃岐平家蟹　巻之四　生海鼠」

③「玉井三郎右衛門建議」享和元年（1801）（７）

「享和元年辛酉玉井三郎右衛門建議する所、富国之御主意に而、御国産之品々増殖方厚く御手当被下候、[中略]米・綿・雑穀・塩・砂糖其餘御国産之品々を御買上げに致、江戸大坂竝諸国之湊々へ積送り売捌せ」

享保２０年(1735)に、幕府が諸藩に対して産物帳の提出を命じた頃から(８)、各藩では領内の新産物や資源の開発に関心が集まっている。高松藩でも延享４年（1747）に「砥石・雲母・新陶器・櫨・滑石・硯石」について「今度吟味の上所々より見出し、并びに出来の品々ニ候間、油断無く見守り、此の後御用立て御為ニも相成り候様仕方等気を付け、取り計らい申すべし」と命じ、さらに「右の外何ニ寄らず、振起の産物の外、是ニ准し候物は、同様相心得吟味を遂げ申すべし」として領内新産物の発見に努めている(『穆公外記』河野家文書)。

一方、丸亀藩では元禄８年（1695）に城下夜間の綿打ちを禁止し、宝永元年（1704）には「生綿売買旅客、在へ出で候事堅く停止」するなど、綿作が盛んで、多くの領外商人が丸亀領内で生綿を買い付けていたことが分かる（９)。そして文化４年（1807）には「御当国御存じ下させられ候通り、木棉売代より外、他国より銀入り候義は御座無く」と記され、木棉が領内随一の国産品となっていることが分かる。

このように１８世紀中頃から、讃岐では領内新産物の発掘や国産奨励などが行われた結果、前代からの魚介類に加えて、鉱物資源などの新たな特産品の数が増えてきた。従ってこの時期の特産品の紹介についても、特産品の多様化に伴い、郡別に特産品を分類して、産物としてその産地などがわかるように列記する形式に変わってきている。

３）江戸後期―特別な国産品を取り上げて紹介―

①小川顕道『塵塚談』文化１１年（1814）(10)

「別して讃岐国産は雪白の如く、舶来にいさゝかおとらす、文化元年の頃よりして菓子の類に商人とも専ら用ゆ」（下線引用者）

②『高松藩記』文政１１年（1828）(11)

「砂糖・綿を初諸御国産物を銀札を以て御買上に致、上方他国へ積廻し売捌せ」（下線引用者）

③大蔵永常『広益国産考』弘化元年（1844）(12)

「其後に讃岐國に作り出せしが、製法上手なれば三品の上白迄も出来て、一廉の国産となり、大坂へ出すに其代料幾萬両といふ数をしらず」（下線引用者）

④津坂木長『丸亀繁盛記』天保年間（1830～44）(13)

「国々へ積出す雪綿は、大与がかどさきに山をなし、夕陽に照らされては、ひらの高根を争ふ景色。[中略]只商の堅固なるは、忝くも国産第一の綿には如かじ」（下線引用者）

⑤梶原藍水『讃岐国名勝図会』嘉永７年（1854）(14)

「凡例　一、当国産物甚だ多し。砂糖・塩・小豆等のごときは、天下に冠たる事偏く世のしる処なり」（下線引用者）

讃岐の各藩では特定産品の国産奨励と国産統制が実施され、この頃になると

高松藩の砂糖・綿、丸亀藩の綿などが名物特産品として全国的に知られるようになった。特に讃岐の砂糖は高品質で有名となり、その後文政１１年（1828）頃には、砂糖と綿が高松藩の２大特産品となっている（11)。丸亀藩でも綿が天保年間に国産第１の特産品となり（13)、安政２年（1855）には領内に産物会所を増設して、綿・砂糖・葉藍など主要産物の国産統制を強めるとともに、翌年（1856）には当年限りとして綿・砂糖・葉藍の産物趣法金納を行うなど（15)、国産品の中での特化も始まっている。

このような社会情勢の変化の中で、特産品の紹介も、丸亀藩が領内の物産調査を行い『西讃府志』(16）を編纂するなど新しい動きもあったが、多くはこれまでのような網羅主義ではなく、特定の国産品を特別に取り上げて紹介する形式に変わっていった。併せて、特産品の名称も江戸前期の「名物」「土産」から江戸中期の「産物」を経て、この時期には「国産」という用語が頻繁に使われるなど、各時代における特産品に対する見方や捉え方が大きく変化していることが分かる。

２　明治期讃岐香川における特産品の紹介方法とその時代的変遷

１）明治前期―特産品を３つに絞って紹介（「米・塩・棉」と「甘蔗（黍糖）・食塩・棉花」の併存時代）－

①「明治７年諸国物産表」(17)

「名東縣阿波国・讃岐国・淡路国　白砂糖　1,056、850 斤　黒砂糖　1,075、106 斤　塩　374,716 石　綿　3,384,292 斤［下略］　」（下線引用者）

②床井弘他編『日本産物誌』(日本地誌略物産弁）明治８年（1875）(18)

「讃岐国物産　石炭　硝石　蕎麦　小豆　茶　砂糖　塩　木綿
附録　石材・烟草・鰮塩辛・醤油・瓶・団扇」（下線引用者）

③「興民社勧業部規則」明治１１年（1878）(19)

「我興民社員有志ノ者協謀シ株金ヲ募集シ勧業部ト称シ、育蔗製糖販売資金等ノ方法ヲ編算施行シ、其資金ノ増額スルニ随ヒ漸々米・塩・綿三品ノ勧業ニ及ホシ、再ヒ民力ヲ旧藩隆盛ノ時ニ回復シ国力ヲ裨補シ、共ニ幸栄福祉ヲ悠久ニ保全セントス」（下線引用者）

④「高松商法会議所ノ設立」明治１３年（1880）(20)

「抑モ我カ高松地方ノ如キ古ヘヨリ甘蔗・食塩・綿ノ三種ハ殊ニ其地味ニ適応シテ頗ル豊殖セル而已ナラズ、其品格モ亦大ヒニ地方ノ比類ニアラサルコトハ普ク世人ノ知ル所ナリ」（下線引用者）

⑤「県政引渡演説書」明治１３年度（1880）(21)

「物産ノ著名ナルモノハ讃岐ニ在テハ黍糖・食塩・綿花、伊予ニ在テハ銅鉱櫨実楮紙木綿等ヲ以テ最トス」（下線引用者）

民部省が明治３（1870）年９月に「土地物産ノ多寡ヲ検数致候ハ、政典ノ急務ニシテ、國力ノ厚薄貧富ヲ鮮明スル處」として、各府県に管内の物産調査を漏れなく行うよう命じ、その調査結果を「明治７年府縣物産表」に纏めている。それによれば、讃岐は当時名東縣に属していたが、砂糖は全国１位で、塩が全国２位であった（17)。これが明治９年（1876）以降になると、調査対象が農産物に限定された「全国農産表」となり、米・麦など主食に属する普通農産物と、實綿・甘蔗・食塩など地方限りの特有農産物に分けて載せられた。「明治１０年全国農産表」によると、讃岐国全体では普通農産物８５％に対して特有農産物は１５％の割合であり、普通農産で多いのは米と甘薯で、特有農産で多いのは甘蔗と藍葉・實綿・食塩・乾鰛の５品であったが、「明治１３年全国農産表」になると、特有農産は甘蔗と實綿・藍葉・食塩の４品になっている。明治１３年の『愛媛県統計書』によれば、讃岐国の全物産中、生産額１位は米、２位は麦、

３位は甘蔗であった。あとは食塩・実綿・甘薯・大豆などが続いており、明治期の香川県の農業は、ほとんど幕末までの状態を維持していたと考えられる(22)。

明治前期の讃岐は、明治２１年に第３次香川県が設置されるまで、明治６年に名東県、明治９年からは愛媛県に属するなど、政治・経済面で不便を強いられていたが、次第に明治政府の勧業政策や農談会の開催・老農の農事奨励などによって特有農産物を中心にした産業が発達し讃岐らしい特色が出てきている。その結果、特産品の紹介の仕方も特有農産物に限ったものが多くなり、特に讃岐特有の農産物を３つに絞って紹介するケースが増えている。同時に、その３つの特産品の内訳も、時代によって変遷し、幕末期の「砂糖・塩・小豆」（嘉永７年『讃岐国名勝図会』）から明治１１年の「米・塩・綿」(『興民社勧業部規則』)を経て、明治１３年頃になると「甘蔗・食塩・綿」(『高松商法会議所ノ設立』)が多くなっていることが分かる。

２）明治中期前半―砂糖・塩・綿に集約して三つの特産品を紹介（「砂糖・食塩・草綿（綿)」集約化進展時代）―

①「巡見使視察ニ付産業取調報告」『県治調』明治１６年（1883）(23)

「一、物産興廃盛衰ノ景状

又、特有物産ニシテ一県ノ盛衰ニ関スルハ、讃岐国ノ砂糖・食塩・草綿、伊豫国ノ抄紙・製蝋・食塩トス」（下線引用者）

②「四国九州巡察使復命書」『明治１６年公文』明治１６年（1883）(24)

参事院議官山尾庸三が太政大臣三條實美殿に「勧業　讃岐ハ灌漑ノ便少ナキカ為メ草綿又ハ甘蔗ヲ耕作シ塩田亦夥シ」（下線引用者）

③「将来勧農の目途」『愛媛縣農談会録事』明治１７年（1884）(25)

「讃地ノ砂糖・綿・塩、伊豫ノ蚕・織物・茶の如起滞渋シテ振はす」（下線引用者）

④『讃岐砂糖起源沿革盛衰記』明治１９年（1886）(26)

「讃岐ノ地勢タル一面傾斜ノ半面ニシテ高山深林ニ乏シク、然ルニ食塩・砂糖ノ如キハ大物産ヲ特有スルヤ故」（下線引用者）

この時期には、政府や県の殖産興業政策が進み、愛媛県では明治１３年に物産興隆のために「予讃両国ニ産出スル所ノ品物普ク之ヲ蒐集シ部類ヲ分ツテ配列」する物産陳列場を県庁内に設け、共進会や品評会などをしばしば開いて県内物産の改良振興を図るとともに、明治１８年（1885）には勧業会の設置を誘導したり、高松商法会議所や松山商法会議所に補助金を出して他県との物産競争に備えさせている。また同年には讃岐糖業大会社も設立され、讃岐における糖業の振興策が取られている（27)。

このような背景の下で讃岐の特産品が「砂糖・塩・綿」の３つに絞られていくとともに、必然的に特有物産の振興策についても「砂糖・塩・綿」の３つに重点が置かれるようになっている。

３）明治中期後半―「三白」の初見史料と使用事例（「綿・塩・砂糖」「米・砂糖・食塩」併存時代から「三白」出現時代へ）―

①「香川新報」第７２號、明治２２年（1889）７月６日

「同志會　縣下鵜足郡富熊村にハ兼て同志會なるものを設け、毎月２回同志者相會して憲法町村制等の諸法令を研究し、傍ら教育衛生勧業に関する問題に就き之を討議し、互に智識を交換し交誼の親密を計るの機関となし居る由なるが、追々會員も増加し盛大に赴くの模様あり。就は一層之を改良拡張せんとて去７月１日其惣集會を開きしに、来會者４０余名あり。先つ會則の修正、次に役員の改撰をなせしに、會長に竹内全吾、副會長に多田羅喜次郎、幹事に黒河登・中前六次郎の諸氏當撰、何れも承諾せられ、次に讃地にての起業は目下何業を先とするやと云ふ問題に就て討論せしに、第１紡績、第２養蚕、第３綿・塩・砂糖の三白の改良拡張を以て先とすとの３説に分れ、未

だ何れとも決せざるに已に薄暮となりたれハ、後會に譲ることゝし一同退散せしハ、午后７時過ぎなりし。猶次會ハ本月第３月曜日にして学齢児童をして普く就学でせしむるの方法と云ふ問題をも討論すべき筈なりと」（下線引用者）

② 「明治 23 年報告」高松商工会議所、明治２４年（1901）６月１０日「特有物産の調査」において「米・砂糖・食塩」を取り上げて報告している。

③ 「井上甚太郎偶感」明治３３年（1900）１月１日（28）。

「甚太郎ハ又常ニ我国産業ノ萎微ヲ概シ、廣ク内外ノ産業ニツキ其盛衰ノ因ヲ考究シ、自ラ奮起シテ之ガ振興ヲ謀ランコトニ力ヲ盡シ、明治３３年元旦偶感ヲ次キノ如ク揮毫発表シタリ、［中略］明治庚子元旦偶感　三白井上甚太郎（花押）」（下線引用者）

香川県で「三白」という言葉が最初に使われたのは、現在のところ明治２２年の香川県鵜足郡富熊村で開かれた同志会という団体の惣集会の場であった（29）。会長の竹内全吾は、綾歌郡瀧宮村大字小野浦山（現綾歌郡綾川町）の生まれで、江戸後期には祖父竹内安之進の後を承け、付近の師弟を自宅に集めて教授していた。明治初年以来飯山中学校教諭となって育英に従事し、のち民選・官撰の戸長となって村政にも尽した人物である（30）。当時、香川県内では香川県の置県や香川県会の開設という政治的意識の高まりを前に、『離明雑誌』などの雑誌が発行されたり、各地に同志会や協同會（高松南新町）・法律研究會（高松片原町清光寺）・青年教学會（長尾西村西善寺内）金曜會（高松大護寺内）・讃岐青年進取會（高松宮脇村霊源寺）・信礼會（香川郡百合村）・青年有為会（綾歌郡岡田村）・米質改良會などの団体が各地に創立され、活発に討論会などが行われている様子がよく分かる（31）。このような時代背景をバックに、新しく設置された香川県の将来像について議論する中で「三白」という言葉は生まれたものと考えられる。

一方、井上甚太郎は、鵜足郡上法軍寺村（現丸亀市飯山町）で生まれで、２０歳ごろには高松藩の製糖に関する職に就き、廃藩後は島田商店員となったが、明治八年には政治結社純民社を創り、自由民権運動にも参加している。明治九年には十州塩浜会議に讃州浜から出席し、翌１０年の尾道の集会では十州塩田代理人にも選ばれている。しかし、休浜法のような生産制限は時代遅れの悪法で、小さな業者が多い香川の実態に合わせた塩田改良と生産制限の撤廃を主張し続けた。その結果、明治２０年には生産制限が撤廃され、香川の塩田は守られることになった（32）。明治２４四年（1891）には『讃岐前途之経済』を著し、今後の香川県の前途にとって「我讃岐ヲ富マシタル塩糖二業」の保護振興が何より大切であると説いた（33）。その決意の程を明治３３年元旦に自らを「三白」と号して偶感を述べている。昭和６年の「井上君追憶之碑」にも「先生此土の特産に因みて自ら三白と號す」と記されている（34）。

４）明治後期―「讃岐三白」の初見史料と使用事例（「讃岐三白」出現時代＝「米・塩・砂糖」から「食塩・砂糖・綿花」へ）―

①「香川新報」第２９０８號、明治３２年（1889）１月１日。

「漫言　幻草紙　枕石道

［前略］　讃岐三白米、塩、砂糖と称はれし［後略］」（下線引用者）

② 「実業会本部総会第八代吉原三郎知事演説」明治３２年７月（35）。

「実業が発達しなければ何事もなしえない。本県の物産には讃岐三白が見られたが、現今三白中砂糖は洋糖に押され、綿また然り」（下線引用者）

③ 梶原猪之松編輯『多可満都』完、明治３３年（1900）４月２１日（36）。

「物産　古来讃岐著名ノ物産ハ米・糖・塩ニシテ之ヲ讃岐ノ三白ト称ス」（下

線引用者）

④ 明治３３年第２回通常県会における渡辺書記官答弁（37）。

「讃岐の物産は昔、讃岐の三白として綿・砂糖・塩であった」

⑤ 香川縣内務部第四課『讃岐案内』明治３４年（1901）１２月（38）。

「総説　物産は食塩・砂糖及び綿花を以て中古讃岐の三白と称し」「實業　砂糖　近古砂糖・塩・綿の三種を以て讃岐の三白と称し、地方主要の物産と為せり」「食塩　中古以来、食塩を以て当国重要の産物とし、讃岐三白の一に数ふるに至りたるもの偶然に非さるなり」（下線引用者）

⑥ 「砂糖栽培の保護奨励に関する意見書の提出について建議」明治３５年（1902）１１月２９日（39）。

「２３番（蓮井藤吉君）　［前略］申スマデモナク本縣ハ砂糖栽培ガ従来ヨリ盛デゴザリマス、既ニ前年来讃岐ノ三白ト称ヘラレテ居ル位デアリマス［下略］」（下線引用者）

⑦ 「糖業組合補助の建議」明治３８年（1905）１１月２８日（40）。

「建議　本縣ノ糖業ハ讃岐三白ノ一ニシテ重要物産中主位ニアリシガ、近来洋糖輸入ノ為メニ大ニ打撃ヲ蒙リ該業者ハ同業組合ヲ設置シ、耕作及製造等諸般ノ改良ヲ研究シ、以テ洋糖輸入ニ対抗シ不振ヲ挽回セントセリ」（下線引用者）

⑧ 農商務省編『明治期各府県産業実態調査報告４』明治４０年（1907）２月（41）。

「香川縣（明治４１年４月）農業　砂糖ハ讃岐三白（塩・綿・砂糖）ノ一ニシテ地方主要物産ノ一ニ数ヘラル［下略］」（下線引用者）

⑨ 「明治３７、８年戦役ニ関スル香川県記録」明治４１年（1908）（42）。

「溜池整理に関する知事意見　［前略］猶且用水不足セルヲ以テ灌水ヲ要スルコト多カラサル棉・砂糖ノ栽培及製塩ノ業ヲ奨励シ、遂ニ讃岐三白ノ名ヲ天下ニ博スルニ至レリ」（下線引用者）

⑩ 『香川縣史』第３篇上巻、香川県、明治４３年（1910）３月２７日（43）。

「第八項　農業　　重要農産物　六　棉作　棉花栽培ノ起源モ亦茫乎トシテ之ヲ詳ニスルヲ得スト雖トモ、往時ハ砂糖・食塩ト共ニ讃岐ノ三白ト称シ、一時頗ル盛況ヲ極メタリ」（下線引用者）

「砂糖　事業ノ沿革　砂糖ハ讃岐三白塩、綿、砂糖ノ一ニシテ古来地方主要物産ノ一ニシ数ヘラル」（下線引用者）

近世から明治１０年代まで、讃岐の特産品については、江戸前期の個別産品を並べて紹介する形式から、江戸中期になると、新産物を加えてその数を増やし、江戸後期には国産奨励政策によって国産品がクローズアップされ、幕末期から明治前期にかけては３つの特産品に特定されるようになった。そして明治２０年代初頭には「三白」という言葉が使われ始め、やがてそれが明治３０年代になると「讃岐三白」へと発展していった。「讃岐三白」の初見は明治３２年の「香川新報」と「実業界本部総会における吉原三郎知事演説」である。そして明治４３年（1910）に『香川縣史』が発行され、「砂糖ハ讃岐三白塩、綿、砂糖ノ一ニシテ古来地方主要物産ノ一ニシ数ヘラル」と記載されるに及んで、以後香川県の通史類には「江戸時代から讃岐三白として盛んであった」と表記されるようになったと考えられる。

また、「讃岐三白」の内訳についても幕末の「砂糖・塩・小豆」（14）時代、明治１１年（1878）の「興民社勧業部規則」から明治３３年（1900）の梶原猪之松編輯『多可満都』までは、米が讃岐の特産物あるいは讃岐三白の１つに数えられ、明治前中期の「米・塩・綿」（のち「米・塩・砂糖」）と「砂糖・

食塩・綿花」の併存時代を経て、明治３４年の香川縣内務部第四課『讃岐案内』以降からは米に代わって綿のほうが多くなり（44)、「食塩・砂糖・綿花」単独時代へと変化し、やがて明治４３年の『香川縣史』の発行を境として「讃岐三白」は「塩・綿・砂糖」に定着してくるようになる。

３　明治中期香川県における「讃岐三白」誕生の時代的背景

讃岐では、特産品の紹介を江戸時代から明治前期までは個別の品名を挙げて行ってきたが、明治中期になると初めて「三白」という用語が表れ、次いで明治後期には「讃岐三白」という用語が普及し始める。なぜこの時期にこれらの用語が使われ始めたのか。このこと自体が一つの歴史的事実として検討を値する課題であり、次にその背後にある歴史的背景について考える。

１）政治的背景―香川県の設置と県民意識の高揚―

明治中期以降、３度にわたる分県運動の結果、府県制制定前の明治２１年（1888）１２月３日に勅令第７９号で香川県の設置が裁可された（45)。その時の様子を『豫讃新報』は「高松市中人民の喜びは一方ならず。昨日ただ有頂点になりほとんど商売も手につかざる有様なりしと」(46）と報ずるとともに、県民の名称もこれまでの「讃（岐）人」から「香川人」という表現に変わっている。長い分県運動の苦難の経緯を経て、念願の香川県が設置され、翌年からは県会が開設されるという新たな政治状況下で、今まで以上に強い郷土意識や一体感が芽生え、同志会等の自主的な集会などで新しい香川県の将来像を議論し合う中で、郷土の代表的な特産品である３品を特に「三白」として取り上げ、これを前面に打ち出して香川県の産業振興を図っていこうとする新たな動きが生まれてきたものと推測される。

２）経済的背景―香川県産業の衰退と衰頽挽回策

廃藩置県の結果、従来のような手厚い保護と援助を失った旧藩時代の国産品は、安価で良質な外国産の砂糖や綿花の輸入に押され、砂糖は明治１０年代半ばから、綿は同２１年頃から生産が落ち込み、３０年代に入るとさらに台湾や国内の近代的工業の成立によって急速に衰退していった（47)。

一方、県内の農村もいわゆる松方デフレが深刻化する中で、明治１０年代後半から次第に疲弊していった。明治１６年の「愛媛県勧業報告」によれば、「甘蔗は昨年に比し植付反別殆ど５割余の増加なるに、糖価前月以来頓に下落し、ために資本微弱の農家は植付当初より地位を以て売却するを目的とするも、買求者なきを以て、不得止、糖業家に依頼し圧搾せざるを得ず、然るときは幾何の金具を要し、大に困難の景況なり」と主要産業をめぐる経済状況の急速な悪化と農家の経済的困窮度の進行ぶりが報告されている（48)。

このように明治２０年代は、設置間もない香川県にとって、県の主要産業の衰退と農村の疲弊という大きな政治・経済的な課題を２つ抱えて、その早期解決が各方面から強く求められていた時代でもあった。このような状況の中で、「讃岐三白」という歴史用語が生まれたのである。すなわち当時の経済的に困難な局面を打開するために、旧藩以来の讃岐の特産品であった砂糖・塩・綿を「讃岐三白」として前面に出して県内産業の振興を図ることで、衰退基調にあった香川県経済の挽回策を画策したものと推測される（49)。しかし、実態としては、この時期「讃岐三白」と呼ばれる砂糖・塩・綿のうち、早くも砂糖と綿は衰退期に入っていたと考えられる。

３）社会的背景―勧業意識の高まりと勧業政策の推進

明治１３年に大阪で第１回綿糖共進会が開催され、讃岐の向山周慶が日　本糖業の恩人として追賞され、その子孫に賞が与えられた。これを契機に讃岐では糖業再興運動が起こったが、一般に明治前期の讃岐の農政は、老農や篤農家

などによる農事改良運動に支えられていた。明治２０年代になると、松方デフレによって自作農が没落し、老農たちの寄生地主化も進行していった。明治２１年に香川県が分県独立し、翌年県会が開設されると、老農たちの中には県会に出て自分たちの要求を香川県農政に反映させようとする者も現れた（50）。一方、郡村レベルでは戸長などの在村指導者が中心となって同志会などの勉強会が開催され、新時代を迎えた香川県の将来像について法令研究や教育衛生勧業に関する討論が盛んに行われるという新しい動きも起こってきた。背景には、明治２０年代から３０年代前半にかけての前田正名による地方産業振興運動の影響を受けて、県民の社会認識や勧業意識の高まりがあったものと考えられる（51）。

『豫讃新報』（明治２２年１月５日）によれば、「此頃伯（井上農商務大臣）ハ我国産の内にて干渉すべき国産は絹、綿、砂糖、其外四種都合七種にして、他ハ皆な別段干渉するに及ばざる旨を或人に物語れりと云ふ」とあり、政府の勧業政策の方針を窺い知ることができる。こうして輸出振興に結びつく物産に勧業政策の重点が置かれ、香川県でも明治２２年に勧業世話係を設けるとともに、同２８年には農事改良を談話する農談会に代わって官民共同で勧業一般を審議する勧業会を設立して、殖産興業により力を入れるようになった（52）。さらに明治 30 年代になると、のちに勧業知事と呼ばれた第 6 代徳久恒範、第 8 代吉原三郎が続き、積極的な勧業政策を推進したこともその背景にあると考えられる。明治 30 年度（1897）の全国の府県勧業予算を比較すると、香川県の勧業費総額が全国第 1 位を占めるなど、当時香川県が全国一力を入れて勧業政策を積極的に行っていたことがわかる（53）。

４）文化的背景―『香川新報』の創刊と第８回関西府縣聯合共進会の開催―

明治２２年４月１０日に『香川新報』が創刊され、香川県の言論界をリードするとともに、県民の意識向上に大きな影響を与えた。社長の小田知周は自由民権運動や香川県の分県運動で活躍した人物で、『讃岐人名辞書』など郷土史研究で知られる梶原猪之松も後に編集人となっている。この『香川新報』の創刊を通じて、内外の情報や新生香川県の課題が明らかになり、県民の間に活発な議論が展開されることになった。特に勧業政策については香川県産業の現状に照らして積極的な提言を繰り返し行っている（54）。並行して、郡村レベルでも『香川新報』明治２２年７月２日の記事「鵜足郡富熊通信」によれば、「行政区域ハ富熊、上法の両村を富熊なる戸長役場にて管轄せり。戸長は竹内全吾にして用掛三名あり。何れも職務上大に勉強せり」とあり、戸長を中心にして新時代の到来に備えた勉強の機運が高まっていた。

明治３０年代になると、日清戦後経営の時期に当たり、勧業政策の一層の強化が図られ、明治３５年には高松で第８回関西府縣聯合共進会が、同３８年には第１回香川県重要物産共進会が開催されるなど、県民の間に勧業や物産に対する関心が高まっていった。

おわりに

「讃岐三白」という歴史用語が、香川県において、いつ頃、どのような時代背景の下で使われたかを史料を基に調査し、その結果について考察を加えてみた。これまで香川県の通史などでは「讃岐では江戸時代、『讃岐三白』として知られる砂糖・塩・綿の生産が盛んであった」とか「江戸中期以降、讃岐の各藩は藩財政の建て直しと産業の保護育成のために『讃岐三白』の専売制を敷いた」などという記述がなされているが、「讃岐三白」という歴史用語が実際に江戸時代から使われていたかどうかについてはまだ明らかにされていない。管見のところ、近世史料には「讃岐三白」の用語は出てこず、「三白」の初見は「香川新報」という地元新聞の明治２２年の記事で、「讃岐三白」の初見は同じく「香川新報」の明治３２

年の記事であった。

つまり、讃岐及び香川県では、特産品の取り上げ方について、それまでの個別特産品を個々に挙げて紹介する方式から、明治中期になって初めて「三白」という言葉で括る方式が表れ、やがて明治後期になると「讃岐三白」という言葉に一般化されていく過程が明らかになった。このこと自体が歴史的事実として検討を要する課題であり、なぜこの時期に「讃岐三白」という言葉が使用されるようになったのかを明らかにしなければならない。

香川県では、明治以後、旧藩時代の主な特産物が藩の保護を失うとともに、規制の撤廃に伴う競争の激化や廉価な外国物資の輸入等によって明治中期になると急速に衰退していった。そこで香川県ではこれら特有農産物（旧藩時代の主な特産物）に関する産業の衰頽挽回策の一環として、「讃岐三白」の言葉を使用して香川県産業の振興を図ろうとしたものと考えられる。最初は民間用語として「三白」や「讃岐三白」が使われ、次に行政用語として「讃岐三白」が使用されるようになると、一般にも普及していった。そして明治４３年の『香川縣史』で「綿花栽培[中略]往時ハ砂糖食塩ト共ニ讃岐ノ三白ト称シ」と記述されるに及んで、以後香川県では通史類に「江戸時代から『讃岐三白』が盛んであった」云々という表記が定着してくるようになったものと推測される。

また、「讃岐三白」の内訳については、時代によって変遷し、幕末期の「砂糖・塩・小豆」時代から、明治前中期の「米・塩・綿」（のち「米・塩・砂糖」）と「砂糖・食塩・綿花」の並立時代を経て、明治３４年の『讃岐案内』以降からは「食塩・砂糖・綿花」単独時代へと変化していき、やがて明治４３年の『香川縣史』の発行を境として「讃岐三白」は「塩・綿・砂糖」に定着していく。一方、「讃岐三白」の起源についても、明治期には「古へ」「古来」「往時」という一般的な表現が多かったが、昭和初期になると「徳川時代」「江戸時代」という表記が多くなってくる。この背景には、当時地方改良運動や郷土教育が盛んであったという社会的背景が考えられるが、昭和１４年の『総合郷土研究　香川縣』の記述を境として「讃岐三白」の起源が「江戸時代」であるという考え方が定着していったものと推測される。ではなぜ「讃岐三白」近世起源説が信じられるようになったのか。その理由として、①実態として江戸時代から砂糖・塩・綿が藩の保護奨励策によって盛んであったこと、②明治期の産業状況は、ほぼ江戸時代のそれと変わりなかったこと、③郷土史・郷土教育の影響で、歴史の起源を古く遡る遡及的傾向があったこと、④『香川縣史』に書かれ、県議会でも取り上げられことによって、社会的認知度が高まったこと、などが考えられる。

つまり、「讃岐三白」という歴史用語は、米・砂糖・塩・綿など讃岐の伝統産業が盛んであった江戸時代ではなく、むしろそれらが衰退しつつあった明治２０年代以降に衰頽挽回策として使われ出した言葉であることが分かる。要するに歴史で取り扱う用語にも歴史があるということである。

付論１：昭和前期香川県における「讃岐三白」近世起源説定着の経緯と要因

１）明治期―「古へ」「古来」「中古」「近古」「往時」―

①「高松商法会議所ノ設立」明治１３年（1880）(20)

「抑モ我カ高松地方ノ如キ古へヨリ甘蔗・食塩・綿ノ三種ハ殊ニ其地味ニ適応シテ頗ル豊殖セル而已ナラズ」（下線引用者）

②梶原猪之松編輯『多可満都』完（香川新報社印刷所、明治３３年）(36)

「物産　古来讃岐著名ノ物産ハ米・糖・塩ニシテ之ヲ讃岐ノ三白ト称ス」（下線引用者）

③『讃岐案内』（香川縣内務部第四課、明治３４年月）(38)

「総説　物産は食塩・砂糖及び綿花を以て中古讃岐の三白と称し」「實業　砂糖　近古砂糖・塩・綿の三種を以て讃岐の三白と称し」「食塩　中古以来、食塩を以て当国重要の産物とし、讃岐三白の一に数ふるに至りたるもの偶

然に非さるなり」（下線引用者）

④農商務省編『明治期各府県産業実態調査報告４』（東洋書林、明治４０年）（41）

「甘蔗作　砂糖ハ本縣重要物産ノ一ニシテ往時ハ頗ル旺盛ヲ極メタルモノナリ　四　甘藷作　又往時甘蔗棉花ノ栽培盛ナリシモ　」（下線引用者）

⑤『香川縣史』第３篇上巻（香川縣、明治４３年３月２７日）（43）

「農業　重要農産物　六　棉作　棉花栽培ノ起源モ亦茫乎トシテ之ヲ詳ニスルヲ得スト雖トモ、往時ハ砂糖食塩ト共ニ讃岐ノ三白ト称シ」

「砂糖　事業ノ沿革　砂糖ハ讃岐三白塩、綿、砂糖ノ一ニシテ古来地方主要物産ノ一ニシ数ヘラル」（下線引用者）

⑥『増補高松藩記』（永年会代表者山川波次、昭和７年）（7）

「松平頼恭公事略　三、殖産興業の「塩田の拓開」古しへより物産を言う者、讃岐三白の語あり、三白とは米・塩・砂糖の三者」（下線引用者）

（二）大正・昭和前期―「徳川時代」「江戸時代」「頼恭の時」など―

①『大川郡砂糖史』（大正から昭和初期）

「砂糖史　於是周慶命ヲ奉シテ封内ニ巡教シ全ク改良ノ偉功ヲ奏シ、讃岐砂糖ノ名声遍ク天下ニ喧伝シ砂糖塩綿ヲ併称シ讃岐三白と呼ヒ市場ノ覇王ト仰カレタリ」（下線引用者）

②『本邦糖業史』昭和１０年（55）

「讃岐砂糖は塩、綿と共に『讃岐三白』と称せられ、徳川時代同国の主要国産であったが[下略]」（下線引用者）

④『総合郷土研究　香川縣』昭和１４年（56）

「例へば江戸時代に讃岐三白として全国的に名の知られた塩、砂糖、綿の内、製塩業のみは全国屈指の生産額を有して居るが」（下線引用者）

「然るに頼恭公は積極的に商品輸出の計劃のもとに塩・砂糖・綿等讃岐三白の産業を奨励し大いに成功してゐる」（下線引用者）

⑤ 児玉洋一「高松藩に於ける砂糖為替の研究」昭和１７年（57）

「高松藩の砂糖は、塩及び綿と共に、『讃岐』の三白と謂われ、徳川時代に於ける此の藩の主要物産たりしことは、世間周知の事実であるが[下略]」（下線引用者）

⑥ 香川県教育委員会編『新修香川県史』昭和２８年（58）

「高松藩では頼重以来の産業は未だ消極的な地方孤立経済の域を出なかったのが、頼恭の時に至つて讃岐の産業革命とも云うべき大飛躍を遂げたのである。即ち頼恭によって採り上げられた棉花と砂糖の製産は、後に塩の算出と共に『讃岐三白』と称され、著名な国産として絶大な発展を遂げるようになった」（下線引用者）

「讃岐三白」の起源について、明治期には「古へ」「古来」「往時」という一般的な表現が多く、唯一明治３４年の『讃岐案内』には「中古」「近古」という文学史の時代区分法が用いられているが、江戸時代が起源であると特定した表記はなされていない。ところが昭和初期になると急に「徳川時代」「江戸時代」という表記が多くなってくる。この背景には、明治４１年の「戊申詔書」によって、県内各地に報徳会が結成され、機関紙『斯民』が発行されるなど、香川県で地方改良運動や郷土教育が盛んになっていたことが考えられる（54）。その結果、県民の間に郷土意識が高まり、昭和１４年の『総合郷土研究　香川縣』の記述を境として「讃岐三白」の起源が「江戸時代」に定着していったものと推測される。

３）「讃岐三白」の近世起源説定着の経緯と要因

①民間用語から行政用語へ

「三白」の初見は、『香川新報』の明治２２年７月６日の記事で、「讃岐三白」

の初見も同じく『香川新報』の明治３２年１月１日の記事であった。いずれも民間で使われていた用語であったが、明治３２年７月の香川県実業会本部総会において吉原三郎知事が「実業が発達しなければ何事もなしえない。本県の物産には讃岐三白が見られたが、現今三白中砂糖は洋糖に押され、綿また然り、僅に食塩あれども、これも外塩輸入のために大打撃を受けつつある。将来これに代わるべき物産は何であろうか」と演説し、公式の場で初めて「讃岐三白」という用語を使用した。翌年の第２回通常県会においても、渡辺書記官が「讃岐の物産は昔、讃岐の三白として綿・砂糖・塩であった」と答弁することに及んで、「讃岐三白」の認知度は急速に高まっていった。さらに香川県内務部第四課が明治３４年に『讃岐案内』を発刊したことで、「讃岐三白」は行政用語としても定着し、県民の間に広まっていった。

②第８回関西府縣聯合共進会の開催

明治３４年の『讃岐案内』には、凡例に「本書は第８回関西府縣聯合共進会の開設に際し、本縣現在の状勢を紹介せんか為め之を編纂す」とあり、その総説には「物産は食塩・砂糖及び綿花を以て中古讃岐の三白と称し、重要の物産たりしも[下略]」、また實業の砂糖の部にも「近古砂糖・塩・綿の三種を以て讃岐の三白と称し、地方主要の物産と為せり」と紹介されている。第８回関西府県聯合共進会は明治３５年（1902）４月１１日から５月３０日までの５０日間、高松市で開催され、３０万人の入場者で賑わい、香川県の産業が全国的に知られるようになった（第８回関西府縣聯合共進会事務報告書）。

③「讃岐三白」の近世起源説定着の経緯と要因

「讃岐三白」の起源については、明治期の「古へ」「古来」「往時」などという曖昧な表現から、昭和前期になると「徳川時代」「江戸時代」という表現に変わってきている。当時の地方改良運動や郷土教育の影響があったものと考えられ、明治４３年（1910）に『香川縣史』を経て、昭和１４年の『総合郷土研究　香川縣』に「江戸時代に讃岐三白として全国的に名の知られた塩、砂糖、綿の内」と記述される頃になると、「讃岐三白」の起源は「江戸時代」であったと定着するようになったと考えられる。その結果、これ以後香川県の通史類には「江戸時代から讃岐三白として盛んであった」と表記されるようになったものと推測される。

註

（１）新村出校閲・竹内若校訂『毛吹草』巻４、岩波文庫、昭和 18 年、182 頁。海鼠腸は「生駒家宝簡集・乾」(『新編香川叢書・史料編（二)』) に「海鼠腸桶二到来、遠路懇志悦思食候、委細福水将監可申候也」と豊臣秀吉から生駒親正宛礼状が残されており、江戸時代以前から引田の海鼠腸は讃岐の特産品であったことが分かる。

（２）香川県編『香川叢書』第三、名著出版、昭和 47 年、42 頁～44 頁。

（３）『日本國花萬葉記』巻第十四之上「南海道六箇国」、国立国会図書館蔵。

（４）谷川健一他編著『日本庶民生活史料集成』第 29 巻、三一書房、昭和 55 年、539 頁。

（５）内閣文庫蔵。安田健編『江戸後期諸国産物帳集成』第 XVI 巻、科学書院、平成 16 年、114 頁～119 頁。

（６）千葉徳爾註・解説『日本山海名産・名物図会』社会思想社、昭和 45 年、34 頁～37 頁、104 頁～105 頁、108 頁、126 頁～129 頁、241 頁～242 頁。

（７）永年会『増補高松藩記』山川波次、昭和 7 年、316 頁～317 頁。

（８）安田健『江戸諸国産物帳・丹羽正伯の人と仕事』品文社、昭和 62 年、18 頁。

（９）「古法便覧」香川県教育委員会編『新編香川叢書・史料編（一)』新編香川叢書刊行企画委員会、昭和 54 年、106 頁。

(10)「燕石十種」第一、岸上操編『近古文藝温古叢書』博文館、明治 24 年、67 頁。

(11) 松平頼武氏蔵。香川県立ミュージアム保管。写本（鎌田共済会郷土博物館蔵）
(12) 大蔵永常著・土屋喬雄校訂『広益国産考』岩波書店、昭和 21 年、101 頁。
(13) 原田伴彦他編『日本都市生活史料集成』第 7 巻、港町篇（二）、学習研究社、昭和 51 年、254 頁～255 頁。
(14)「讃岐国名勝図会」松原秀明編『日本名所風俗図会 14（四国の巻）』角川書店、昭和 56 年、130 頁。
(15) 木原溥幸『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、平成 19 年、370 頁～374 頁。浜近仁史「綿作りの発展と大衆衣料木綿の普及」『江戸時代人づくり風土記』37・香川県、農山漁村文化協会、平成 8 年、92 頁～93 頁。
(16) 旧丸亀藩京極家編『西讃府志』藤田書店、昭和 4 年、777 頁～801 頁。領内の物産を享保年間の「産物帳」の様式で、穀類から石類に至るまで同様の順番で紹介している。また、高松領内でも中山城山が文政 11 年（1828）に『全讃史』を編纂して、産物志にまとめている。
(17)「明治 7 年諸国物産表」藤原正人編『明治前期産業発達史資料第一集（２）』明治文献資料刊行会、昭和 41 年、701 頁～712 頁。古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』（近代土地制度史研究叢書・第 1 巻）御茶の水書房、昭和 38 年、110 頁～111 頁、114 頁～117 頁。
(18) 床井弘他編『日本産物誌（日本地誌略物産弁）』（生活の古典双書 21）八坂書房、昭和 54 年、157 頁～158 頁。
(19) 鎌田家文書（大内郡湊村鎌田長五郎・同虎太郎）。
(20)「高松商法会議所ノ設立」『純民雑誌』38 号、明治 13 年、明治新聞雑誌文庫蔵。
(21)「明治十三年県政事務引継書」愛媛県立図書館蔵。愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史・資料編近代１』愛媛県、昭和 59 年、692 頁。香川県編『香川県史 11 近代・現代史料Ｉ』香川県、昭和 61 年、199 頁。
(22) 伊丹正博・細川滋・徳山久夫『香川県の百年』山川出版社、平成 15 年、32 頁。香川県編『香川県史５近代Ｉ』香川県、昭和 62 年、330 頁。
(23) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史資料編近代２』愛媛県、昭和 59 年。
(24)『明治 16 年公文』国立公文書館蔵
(25)『愛媛縣農談会録事』明治 17 年 6 月 23 日、国立国会図書館蔵。
(26)『讃岐砂糖起源沿革盛衰記』鎌田共済会郷土博物館蔵。
(27) 愛媛県議会史編さん委員会編『愛媛県議会史』第 1 巻、愛媛県議会、昭和 50 年、499 頁。『県政引渡演説書』愛媛県立図書館蔵。
(28) 岡田唯吉『三白井上甚太郎翁』昭和 5 年、鎌田共済会博物館蔵。和田仁氏よりご教示。弘化 2 年生まれで明治 38 年没、61 歳。
(29)「香川新報」第 72 號、明治 22 年 7 月 6 日。『明治２２年香川縣統計書　全』（明治 23 年 6 月識す）には「各郡通シテ土壌赭黒ニシテ埴ク肥沃ニシテ穀類及他ノ物産ニ富ミ、最モ甘蔗ニ適シ砂糖ノ産出頗ル多シ」とあり、この時点ではまだ香川県当局も県の特産品について「讃岐三白」などと特別に取り上げることはしていない。

　しかし、愛媛県では「愛媛新報」（明治 22 年 3 月 10）に「本縣の三物産　目下縣下に於て新たに起るべき三物産として頭角を顕はせしもの」として桑樹・三椏・葡萄を挙げ、「三物産」という言い方をしている。
(30) 梶原竹軒監修『増補改訂讃岐人名辞書』藤田書店、昭和 48 年、365 頁。竹内銭嶺、名は長政、通常全吾。天保 4 年生まれで、明治 34 年に没す。年６９。この間、詩歌を嗜み、奥村潔、江川溶平、秦象朔、岡内禎二らと、詩歌会を設け、風雅の清遊を楽しんだ。著書に『銭嶺翁詩集』がある（綾南町誌編纂委員会編『綾南町誌』綾南町、平成 10 年）。中前六次郎は、明治 23 年 5 月 6 日から同 27 年 5 月 2 日まで冨熊村の収入役を務めている（綾歌町教育委員会編『綾歌町史』綾歌町、昭和 51 年）。
(31)「香川新報」第 45・46 號、明治 22 年 6 月 5,6 日、綾歌町教委員会編『綾歌町史』

綾歌町、昭和 51 年、549 頁。
(32) 前掲書 (28)
(33) 井上甚太郎『讃岐前途之経済』井上甚太郎、明治 24 年。
(34)「井上君追憶之碑」(坂出市久米町鳥洲神社) 坂出市史編さん委員会編『坂出市史・資料』坂出市、昭和 63 年。日柳燕石も「三白」と号したが、それは畠酒約の「蓋言其三白也」の三白から取ったものである(相原言三郎『日柳燕石研究(其の二)』私家版、昭和 42 年)。
(35) 香川県編『香川県史 5 近代 I』香川県、昭和 62 年、549 頁。
(36) 梶原猪之松編輯『多可満都』完、香川新報社印刷所、明治 33 年。
(37) 香川県議会史編さん委員会編『香川県会史・上巻』香川県議会事務局、平成 11 年、699 頁。
(38) 香川縣内務部第四課『讃岐案内』香川縣、明治 34 年、2 頁、13 頁。
(39)『第四回明治三十五年香川縣通常縣会議事速記録』第 10 号、明治 35 年、香川県立図書館蔵。
(40)『第七回明治三十八年香川縣通常縣会議事速記録』香川県立図書館蔵、187 頁～188 頁。香川県編『香川県史 11 近代・現代史料 I』香川県、昭和 61 年、725 頁～726 頁.
(41) 農商務省編『明治期各府県産業実態調査報告 4』東洋書林、明治 40 年、302 頁。
(42)「明治三十七、八年戦役ニ関スル香川県記録」明治 41 年、琴南町美合支所蔵。香川県編『香川県史 11 近代・現代史料 I』香川県、昭和 61 年、869 頁。
(43) 香川縣編『香川縣史』第 3 篇・上巻、名著出版、明治 43 年、12 頁、402 頁。
(44)『第三回明治三十四年香川縣通常県会議事速記録』第四号(香川県立図書館蔵)には「(中西孫太郎君)[前略]米ノ如キハ一大特有物産デアッテ香川縣ノ命脈ヲ繋グハ米ノ外ニハナイ」とあり、岩部亀士『讃岐糖業之過去未来』(明治 35 年)にも「蓋し我が香川県にして毎年百万円以上の産額ある物産は、米・麦・食塩・砂糖を措て其の他に幾許かある」とあり、米が依然として香川県においては重要な特有物産とされていた。
(45) 香川県議会史編さん委員会編『香川県会史・上巻』香川県議会事務局、平成 11 年、178 頁～181 頁。明治 43 年の『香川縣史』では、それぞれ三度の置県を始置、再置、三置と区別して表現している。
(46)「香川県再置の祝ひ」『豫讃新報』明治 21 年 12 月 7 日。
(47) 香川県農業史編纂員会編『香川県農業史』香川県農業改良普及会、昭和 52 年、114 頁～116 頁。辻唯之『明治期の香川県農業』香川大学短期大学部、昭和 62 年。河野一夫「讃岐甘蔗糖業の崩壊―得に明治中期以後の状態につきて―」『地理学』第 8 巻第 5,6 号、昭和 15 年。
(48) 愛媛県議会史編さん委員会編『愛媛県議会史』第 1 巻、愛媛県議会、昭和 50 年。香川県編『香川県史 5 近代 I』香川県、昭和 62 年、351 頁～352 頁。
(49) 明治 10 年代半ば頃から「衰頽挽回スル」という言葉が多く出てくる。(例)「県下産物ノ衰頽ヲ挽回セントスルノ大事業ナリ」(明治 15 年愛媛県通常県会「厦門砂糖伝習留学生議案発附ノ建議」愛媛県議会史編さん委員会編『愛媛県議会史』第 1 巻、愛媛県議会、昭和 50 年)「讃岐国にあっては輸入を防ぎ得べき第一等の地位に立つ所の糖業を盛ならしめば多年を出でずして皇國の衰頽を挽回するを鏡にかけて見るが如し」(「砂糖に就ての話」『愛媛縣農談会録事』明治 18 年、国立国会図書館蔵)。

明治 24 年 10 月 1 日には香川県食塩品評会が開場され、その式辞で谷森真男香川県知事は「本縣下特有ノ物産ハ古来砂糖・食塩ノニ品ヲ以テ最トセリ而シテ砂糖ハ近時海外通商ノ道開クルニ従ヒ漸次外品ノ輸入ニ壓セラレ価格日ニ低落シ産額年ニ減殺スルノ景況ニアルニ拘ラス独リ食塩ノ需用ハ日ヲ遂テ類繁ニ趣キ塩田ノ反別ハ製塩ノ産額ト倶ニ増加スルノ傾向アルハ(中略)茲ニ食塩品評会ヲ開設シ廣ク縣下ノ製塩ヲ一場ニ羅列シ其精粗優劣ヲ品評シ以テ塩業ノ改

良ヲ図ラントス」と述べている（『香川縣食塩品評会報告書』香川縣、明治 24 年、36 頁～37 頁）。

明治 29 年 7 月に高松市時和園で行われた香川県勧業会でも「我邦綿花ノ輸入ハ貿易品中ニ於テ最モ恐ルヘキ一大敵ニシテ其増加ノ形勢ハ昨廿八年ニ至リテ実ニ貳千百五拾万圓ノ多キニ達シタリ然ルニ本縣ノ地勢ヲ考フルニ畑地甚タシクシテ棉作適当ノ地又頗ル多シ棉作改良之方法ヲ謀ルハ目下ノ急務トスルハ喋々ヲ要セス」と議員からの建議があった（『香川県勧業会記録』香川県庁、明治 29 年、6 頁）。

明治 33 年 4 月 10 日に高松市の興正寺別院で開催された第 4 回四国実業区大会において、実業会中央本部監督前田正名は祝辞で香川県の実状について「現に香川県の重要産物たる三白は、今日如何の状態をか持てる皆大打撃を蒙り打死の姿なり皆之れ外敵の為に破られしなり然るに地方の人々は党派的感情に騙られて善後の策を講せす営に是れのみならず総て農業は外敵の為に破られ二百八十町歩の米も、綿も、大豆も、砂糖も皆打ち破られ居る」と述べている（『第 4 回四国実業区大会報告　全』香川県実業会、明治 33 年、11 頁）。

（50）辻唯之『明治期の香川県農業』香川大学短期大学部、昭和 62 年。香川大学経済研究所編『戦前香川の農業と漁業』香川大学経済学会、昭和 41 年。

（51）移植大工業優先策をとる松方正義に対して、前田正名は我が国最初の体系的な政策構想である『興行意見』をまとめて地方産業優先策（下からの産業化）の必要性を説き、地方産業振興運動を始めた。この運動は、地方産業の業種別組織化を軸とする下から上への縦の地方産業振興運動と、地域ごとの横への拡がりをめざした町村是運動が表裏一体のものとして進められた。大霞会編『内務省史』第 2 巻、地方財務協会、昭和 45 年、445 頁～446 頁。祖田修「『興行意見』と地方産業振興運動に関する研究」昭和 55 年、263 頁～343 頁。

（52）第 1 回香川県勧業会で小畑美稲知事は「本県ノ状況ハ如何ト云フニ、其（殖産興業の）必要ヲ感ズル」と勧業施政方針演説を行う（香川県編『香川県史 5 近代Ⅰ』香川縣、昭和 62 年、615 頁）。香川県農業史編纂員会編『香川県農業史』香川県農業改良普及会、昭和 52 年。

（53）明治 30 年段階で香川県の勧業費総額が全国一多かったということは、それだけ香川県産業の後進性を象徴していたということでもある（斎藤修「明治後期の府県勧業政策―予備的観察―」『経済研究』第 35 巻第 3 号、1984 年、243 頁）。

（54）『香川新報』明治 22 年 6 月 14 日。「本県下の農事」『香川新報』明治 29 年 2 月 8 日～16 日。

（55）樋口弘『本邦糖業史』ダイヤモンド出版、昭和 10 年、131 頁。

（56）香川縣師範学校・女子師範学校編『総合郷土研究　香川縣』昭和 14 年、88 頁、350 頁。

（57）児玉洋一「高松藩に於ける砂糖為替の研究」『高松商業論叢』第 17 巻、第 2,3 号、高松高等商業学校、昭和 17 年。

（58）香川県教育委員会編『新修香川県史』香川県教育委員会、昭和 28 年、590 頁～591 頁。